

都市計画決定総括表

令和6年3月31日現在

種 別		計 画		開 設	
		箇 所 数	面 積 (ha)	箇 所 数	面 積 (ha)
都 市 計 画 公 園		1, 175	1, 884. 08	1, 174	1, 718. 06
(都市計画公園種別内訳)	街 区 公 園	983	218. 88	983	218. 36
	近 隣 公 園	143	239. 80	143	238. 40
	地 区 公 園	26	149. 00	26	142. 00
	総 合 公 園	12	621. 00	11	464. 30
	運 動 公 園	4	54. 40	4	54. 20
	特 殊 公 園	5	120. 60	5	120. 40
	広 域 公 園	2	480. 40	2	480. 40
都 市 計 画 緑 地		54	964. 60	54	452. 12
都 市 計 画 墓 園		1	71. 70	1	71. 70
特 別 緑 地 保 全 地 区		25	52. 00		
風 致 地 区		12	3, 597. 20		

凡 例

- 1 公園の番号
番号の付し方
○・○・○○

- 2 公園の種類と区分番号（平成5年6月30日都市計画法施行規則の改正）

- 区分2 街区公園
主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
- 区分3 近隣公園
主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
- 区分4 地区公園
主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
- 区分5 総合公園
主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。
- 区分6 運動公園
主として運動の用に供することを目的とする公園。
- 区分7 特殊公園（ア）
主として風致の享受の用に供することを目的とする公園。
- 区分8 特殊公園（イ）
動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園。
- 区分9 広域公園
一の市町村の区域を越える広域の利用に供することを目的とする公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの。

〈参 考〉

旧区分番号（昭和44年9月10日付 建設省都計発第102号建設省都市局長通達 都市計画法の施行について）

- 区分2 児童公園
主として児童の利用に供することを目的とする公園。
- 区分3 近隣公園
主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
- 区分5 一般公園（イ）
休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。
- 区分6 一般公園（ロ）
主として運動の用に供することを目的とする公園。
- 区分7 一般公園（ハ）
主として風致の享受の用に供することを目的とする公園。
- 区分8 一般公園（ニ）
動物公園、植物公園、史跡公園その他特殊な利用目的のため設けられる公園。

3 公園の面積と規模番号（昭和54年4月1日都市計画法施行規則の改正）

規模2	面積1ha未満のもの	〈参 考〉
規模3	面積1ha以上4ha未満のもの	旧規模番号
規模4	面積4ha以上10ha未満のもの	（昭和44年9月10日付 建設省都計発第102号建設省都市局長通達 都市計画法の施行について）
規模5	面積10ha以上50ha未満のもの	規 模
規模6	面積50ha以上300ha未満のもの	2 面積1ha未満のもの
規模7	面積300ha以上のもの	3 面積1ha以上4ha未満のもの
		4 面積4ha以上10ha未満のもの
		5 面積10ha以上30ha未満のもの
		6 面積30ha以上50ha未満のもの
		7 面積50ha以上100ha未満のもの
		8 面積100ha以上のもの

4 公園の一連番号

当該都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号を付する。
（道内の各市町村については別表による。）

5 面 積

面積の表示については街区公園は小数点以下第2位まで（第3位を四捨五入）
その他の公園、緑地、墓園、運動場、緑地保全地区及び風致地区は小数点以下第1位までとする（第2位を四捨五入）。ただし、1haに満たない緑地については小数点以下第2位まで（第3位を四捨五入）とする。
なお、開設面積は都市計画公園区域内における供用面積とする。

6 位 置

位置の表示については、町丁目、条丁目、又は字までとし地番は不要とする。
（ ）内は、都市公園告示の位置。

7 告 示

（内）は内務省告示

（建）は建設省告示（昭和27年7月10日以降）

（道）は北海道告示（昭和44年6月14日以降）

（市）、（町）（村）は当該市町村告示（昭和44年6月14日以降）

8 表中の※については、計画決定面積に対して、未供用の部分がある場合である。

9 公園名

（ ）内は、都市公園告示名称。